

通知書の見かた

通知書の見かたについて、部分ごとに説明します。なお、7月以降に送付する通知書は変更前の金額の記載があるなど、一部記載内容が異なりますが、基本的な内容は変わりません。

① 納付方法の記載について

【納付書払い】

納付書またはスマホ決済アプリ「PayPay」「LINEPay」で納付してください。

【口座振替】

表記の口座から引き落とします。

【特別徴収】

年金から天引きします。

【併用徴収】

「⑨特別徴収と普通徴収に金額の記載がある人」をご覧ください。

令和 年度 国民健康保険料 決定(変更)通知書

被保険者証番号

② 特別徴収対象年金について

天引きの対象となる年金について記載しています。他に受給されている年金がある場合は、実際の年金額合計と異なります。

①		更正・決定日	
納付方法	金融機関名	預金種別 名義人	通知書番号 口座番号
特別徴収義務者	※特別徴収は年金から天引きされます。		②
特別徴収対象年金	年金額		
氏名	加入 状況	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	軽減基準所得
	資格		基準総所得額
	介護		<加入状態(資格)>
	資格		* : 国保資格あり
	介護		- : 擬制世帯主
	資格		○ : 失業軽減該当
	介護		更正・決定理由
	資格		
	介護		
	資格		
	介護		
	資格		
	介護		
	資格		
	介護		

・保険料は加入する月から、脱退する月の前月までがかかります。
 ・介護保険第2号被保険者については、40歳になる月から65歳になる月の前月まで国民健康保険料介護分がかかります。
 なお、今年度65歳になる方については、65歳になる月の前月までの介護分を3月までに均等に分けて納付することになります。
 ・今年度75歳になる方については、75歳になる月の前月までの保険料を納付することになります。

③ 加入状況について

- ・「*」は国保加入月です。
- ・「-」は世帯主が国保未加入の月（擬制世帯主：勤務先の健康保険や後期高齢者の保険に加入中など）です。保険料の計算には含みませんが、保険料の軽減判定をするときは含めて計算します。
- ・「(*)」は非自発的の失業者に対する軽減に該当する月です。前年の給与所得を 30/100 として保険料を計算しています。

④ 軽減基準所得・基準総所得額について

【軽減基準所得】

軽減制度の適用を行う際に使用する金額を表示しています。均等割・平等割の7割、5割、2割軽減措置の判定基準とする金額です。

【基準総所得額】

保険料の所得割の算定のもとになる金額を表示しています。前年中の総所得金額から43万円を控除した金額です。

⑤ 軽減額の「割合」欄

7割・5割・2割軽減の対象世帯の場合、「7」「5」「2」と記載されています。この軽減は既に適用されていますので、別途申請は不要です。

	基準総所得額	人数	特定	医療費控除	算定の基礎			軽減額	賦課合計額	限度超過額	月数	算出額	減免額	確定保険料
					所得割額	均等割額	平等割額							
医療														
介護							⑤							⑥
支援金														

! ☆: 特定世帯かつ旧被扶養者減免該当 ★: 特定継続世帯かつ旧被扶養者減免該当 ○: 特定世帯該当 ●: 特定継続世帯該当 △: 旧被扶養者減免該当

⑥ 確定保険料の計算方法

[{各区分の行ごとの算出額×(月数/12)の合計}-減免額]から100円未満を切り捨てます。

⑦ 普通徴収について

「納付書」または「口座振替」による納付方法です。各期の納期限までに納めてください。

<納付書払い>…6月以降、毎月納付書を送付します。

<口座振替>…納期限の日に引き落とします。

※全期前納について

- ・5月中旬頃までに口座振替の「全期前納」を申し込まれた場合、6月末に全期分を一括で引き落とします。
- ・上記以降の手続きの場合は、年度中は各期の振替となり、次年度以降、一括で引き落とします。

賦課基準および料率

⑧ 特別徴収について

年金天引きによる納付方法です。
年金支給月（偶数月）に年金天引きにより、国民健康保険料を納めていただきます。

⑩ 確定保険料合計について

年間の国民健康保険料で、特別徴収+普通徴収の合計額です。

月	特別徴収	普通徴収
		1期(6月)
		2期(7月)
		3期(8月)
		4期(9月)
		5期(10月)
		6期(11月)
		7期(12月)
		8期(1月)
		9期(2月)
		10期(3月)
合計		合計

⑩ 確定保険料合計

期別ごとの納期限です。

⑨ 特別徴収と普通徴収に金額の記載がある人

年度の途中から、普通徴収→特別徴収、または、特別徴収→普通徴収に納付方法が変更となります。

<普通徴収の第1期～4期、特別徴収の10月～2月に金額の記載がある人>

…10月から特別徴収へ変更となり、年金支給月に年金天引きします。

<特別徴収の4月～8月、普通徴収の第4期～10期に金額の記載がある人>

…9月から普通徴収へ変更となり、口座振替または納付書にて納めていただきます。